

非常上告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、道路交通法違反被告事件について、簡易裁判所（原裁判所）が発付した略式命令に対し、検事総長から非常上告が申し立てられた事案である。
- ◇ 原裁判所は、①過失による通行禁止違反及び②仮免許運転条件違反の事実を認定し、これらを併合罪として処断して、被告人を罰金4万7000円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、確定した。
- ◇ 本件申立ては、①通行禁止違反については、反則者による反則行為としての処理手続を行う必要があったのに、被告人は反則者とならないと誤認して略式命令請求がされ、原略式命令が発付されたとして、原略式命令の破棄等を求めるものである。

〔参考〕

道路交通法は、反則行為をした者であって、法令の規定による運転の免許を受けていない者等に該当しない者を「反則者」とし（125条2項）、反則者は、当該反則行為について反則金の納付の通告を受け、納付期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されない旨規定している（130条）。